控除項目	記入方法	控除額	内　容	控除額
配偶者控除	3の㉑に必要事項	4の㉑	申告者の所得が1,000万円以下で、合計所得が58万円以下の生計を一にする配偶者（事業専従者、内縁関係にある人は除く）がいる場合	控除額は下記へ
	※同一生計配偶者 注1（控除対象配偶者を除く）に該当する場合は、控除額は0円ですが、市・県民税の非課税限度額の判定に必要なため、該当する場合は記入が必要です			
配偶者特別控除 注2	3の㉑に必要事項	4の㉑	申告者の所得が1,000万円以下で、合計所得が58万円を超え133万円以下の生計を一にする配偶者（事業専従者、内縁関係にある人は除く）がいる場合	控除額は下記へ
扶養控除	3の㉒に必要事項	4の㉒	合計所得が58万円以下の生計を一にする親族（配偶者、事業専従者は除く）がいる場合	控除額は下記へ
特定親族特別控除 注3	3の㉓に必要事項	4の㉓	合計所得が58万を超え123万円以下の生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等（配偶者、事業専従者は除く）がいる場合	控除額は下記へ
16歳未満の扶養親族	3の㉔に必要事項	4の㉔はなし	合計所得金額が58万円以下の生計を一にする16歳未満の親族がいる場合	0円
	※控除額は0円でも市・県民税の非課税限度額の判定に必要なため、該当する場合は記入が必要です			
基礎控除		4の㉕	申告者の合計所得金額が2,400万円以下の場合	43万円
	※合計所得が2,400万円を超える場合は控除額が変わります。詳しくは市のウェブサイトをご確認ください			

注1　申告者の合計所得金額が1,000万円超の場合は同一生計配偶者欄にチェック☑してください
注2　配偶者特別控除は、夫婦間でお互いを控除することはできません
注3　特定親族がいる場合は特親欄にチェック☑し、特親控除額欄に控除額を記入してください

配偶者控除・配偶者特別控除の控除額

配偶者の合計所得金額（配偶者の年齢）		申告者の合計所得金額 900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
58万円以下	70歳未満	33万円	22万円	11万円
	70歳以上	38万円	26万円	13万円
58万円超100万円以下		33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下		31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下		26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下		21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下		16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下		11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下		6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下		3万円	2万円	1万円

特定親族特別控除の控除額

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超　95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

※年齢の基準日は令和7年12月31日（年の途中で死亡した場合は、その死亡の日）です

扶養控除の控除額

扶養親族の区分		控除金額
16歳～18歳（H19.1.2～H22.1.1生）		33万円
19歳～22歳（H15.1.2～H19.1.1生）		45万円
23歳～69歳（S31.1.2～H15.1.1生）		33万円
70歳以上（S31.1.1以前生）	同居老親等以外	38万円
	同居老親等	45万円

※同居老親とは、70歳以上の扶養親族のうち、申告者か配偶者の直系尊属（両親、祖父母など）で、同居している人のことをいいます。傍系親族（おじ・おばなど）は対象外です

控除項目	記入方法	控除額	内　容	必要書類
雑損控除	3の㉗に必要事項	4の㉗	災害（震災・火災・落雷など）や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合（日常生活に通常必要な資産の損害が対象）計算方法は下記の 雑損控除の計算表 を参照	災害関連支出は領収書
医療費控除	申告者や生計を一にする親族のために医療費を支払った場合。詳細はP.9の 医療費控除の概要 を参照			

雑損控除の計算表

次の金額のうち、いずれか多い方の金額が所得から控除されます

（1）（損失額－保険などで補てんされる額）－（所得の合計額×10%）
（2）（損失額－保険などで補てんされる額）のうち、災害関連支出の金額－5万円